

福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保協定の締結について

1 廃炉等に係る新協定の締結について

第一原発の事故収束及び廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進め、周辺地域住民の安全確保及び敷地境界線量の低減による生活環境の回復が図られるよう、県、立地町及び東京電力の3者で、新たな協定を締結した。

なお、これに伴い、昭和51年3月22日に締結した現行協定は廃止した。

新協定においては、廃炉安全監視協議会を協定に位置づけ、立入調査や措置要求等の権限を付与するとともに、事前了解や措置要求などの項目を強化し、第一原発の廃炉等に係る取組を厳しく監視することとした。また、原子力防災対策、放射性物質の排出抑制及び線量低減、作業員の安全衛生対策などの新たな項目を設け、安全確保の取組の充実強化や敷地境界線量の低減を図ることとした。

2 新協定のポイント（旧協定との比較）

○国及び東京電力の責任（前文、第1条）**新規**

- ・第一原発の事故収束及び廃炉に向けて、国及び東京電力は総力を挙げて取り組む必要があることから、国及び東京電力の責任を明記した。

○事前了解事項（第3条 ※協定運用）**強化**

- ・第一原発の事故以降、これまで対象としてきた「原子炉施設及びその附属施設」以外の施設が数多く設置されていることから、対象を、「実施計画」の変更を伴う施設等の新增設等のうち、周辺地域住民の線量当量の評価に関係する全ての施設に拡大し、敷地境界線量について、県及び立地町でしっかり確認することとした。

○廃炉安全監視協議会（第5条）**新規**

- ・第一原発の廃炉等に係る安全確保の取組を厳しく監視するため、専門家、県、関係市町村で構成する廃炉安全監視協議会及びその部会を協定に位置づけた。
※関連する条文は、第6条から第10条及び第15条

○立入調査（第7条）、状況確認（第8条）**強化**

- ・県、立地町に加え、廃炉安全監視協議会が立入調査及び状況確認を行う権限を明記し、専門家による現地調査を通して安全確保の取組を厳しく監視する。

○措置の要求（第9条）**強化**

- ・事故炉の廃炉の緊急性に鑑み、措置要求があった場合には、東京電力は、速やかに応ずるよう規定した。
- ・現在の多発するトラブル等の状況を踏まえ、立入調査を経ずとも措置要求を行えるよう規定した。
- ・県、立地町に加え、廃炉安全監視協議会でも措置要求を行えるよう規定した。

○損害の補償・賠償（第11条）**強化**

- ・適切な補償又は賠償が行われるよう、東京電力は、県、立地町の意見を十分踏まえつつ対応するよう明記した。

○情報公開（第12条）**新規**

- ・第一原発の廃炉等に向けた取組について内容の透明性を確保するため、東京電力は、県及び立地町に加え、それぞれの議会の求めに応じて説明するとともに、県民に対して積極的に情報を公開するよう規定した。

○原子力防災対策（第13条）**新規**

- ・第一原発の原子力防災対策の充実強化を図るため、東京電力は、自らの対策の充実強化はもとより、県及び立地町の原子力防災対策に積極的に協力するよう規定した。

○放射性物質の排出抑制及び線量低減（第14条）**新規**

- ・放射性物質の排出抑制及び敷地境界線量の低減を図るため、東京電力は、法令等に基づく放射性物質濃度の適正管理、周辺環境への影響の定期的確認及び敷地内の除染等を行うよう規定した。

○作業員の安全衛生対策（第15条）**新規**

- ・第一原発の廃炉等に携わる人材の安定確保を図るため、東京電力は、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策を積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むよう規定した。